

(調査研究事業の場合)

権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業のあり方に関する研究事業

一般財団法人 日本総合研究所 (報告書A4版 150頁)

## 事業目的

第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定、以降「第二期基本計画」という。)では、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることが指摘されている。

上記の課題をふまえ、同計画では、成年後見制度の見直しに伴う総合的な権利擁護支援策の充実の一環として「成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」を目指す記載がされている。

成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

本研究事業はこうした問題意識から、現行法制度の枠内で生じている課題や今後対応が必要となる検討事項の整理を通じて、全国どの地域においても、本人にとって適切な支援の組み合わせの検討や自立した日常生活を継続できるよう(日常生活自立支援事業等から成年後見制度への移行を含む)、市町村(23区を含む。以下同じ。)の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別における対応方針の検討等を行う取組や、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制構築に向けて、以下の提案を行うことを目的として、事業に取り組んだ。

### 【本研究事業の目的】

- ・ 他法他施策との関連での役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化
- ・ 日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討

### 【本研究事業で作成する成果物】

- ・ 本研究事業報告書
- ・ 本研究事業報告書(概要)
- ・ 「日常生活自立支援事業実施のための手引き」(以下「手引き」という。)、 「記録様式」(別冊で作成)。

## 事業概要

### 1. 検討委員会の設置

本研究事業では、事業の設計・実施・分析等にわたり、一貫して助言を得るために有識者等により構成される検討委員会を設置し、5回の委員会を開催した。

**【検討委員会 開催日、議題】**

	時期	主な議題（案）
第1回	令和4年 9月20日	・事業概要及び本研究事業の目的達成に向けた検討事項（案）について ・アンケート調査について（目的、対象、手段、調査項目（案））
第2回	12月23日	・本研究事業において提案する日常生活自立支援事業の考え方、仕組み等 ・アンケート調査について（目的、対象、手段、調査項目（案））
第3回	令和5年 1月16日	・本研究事業において提案する契約締結判定ガイドライン、契約締結審査会の位置づけ、仕組み等（案） ・契約締結判定ガイドライン（事務局たたき台（案））の検討
第4回	2月22日	・アンケート調査経過報告 ・ヒアリング調査経過報告 ・成果物作成に向けた検討（「日常生活自立支援事業実施の手引き」、「記録様式（仮）」）
第5回	3月17日	・成果物（報告書）構成案、内容の検討 ・成果物構成案、内容の検討（「日常生活自立支援事業実施のための手引き」、「記録様式（仮）」）

**2. 取組内容**

以下の内容に取り組んだ。

<p>I. 先行調査研究等をもとにした本研究事業でめざすこと及び検討事項の整理                  II. 「手引き」、「記録様式」作成に向けた検討                  III. 今後の検討事項としての整理（今年度の成果物であるIIとは別に、報告書に記載する内容）                  IV. 成果物の作成</p>
--

**I. 先行調査研究等をもとにした本研究事業でめざすこと及び検討事項の整理**

先行調査研究及び検討委員会での議論から、本研究事業でめざすこと及びそれに向けた検討事項の整理を行った。

**II. 「手引き」、「記録様式」作成に向けた検討**

「手引き」、「記録様式」の作成に向けて、同事業に関する運用実態の把握や見直しに向けた情報収集を目的に、以下の各テーマについて、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

**II-1. 他法他施策との関連での役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化**

	テーマ	調査手法	実施時期	対象
II-1-1.	本人の生活を継続的に支える支援の	アンケート調査	・R5.2	都道府県・指定都市社会福祉協議会
II-1-2.	仕組みの検討（地域連携ネットワークにおける必要な体制及び契約締結審査会）			

Ⅱ－１－ 3.	契約締結能力の考 え方の整理、契約 締結判定ガイドラ インの位置づけ、 項目、実施方法等 の見直しの検討	ヒアリング 調査	・ 1回目： R4.11 ・ 2回目： R5.3	千葉大学社会精神保健センター 法 システム研究部門 教授 五十嵐 禎人 氏
Ⅱ－１－ 4.	日常生活自立支援 事業における支援 方法、支援内容等 に関する検討 ・ 支援方法（「代 行」、「代行決 定」、「代理」） ・ 支援内容（「住宅 改造、居住家屋 の賃借等に関す る必要な一連の 援助」） ・ 支援内容：利用 者死亡後への備 え	ヒアリング 調査	R5.2	・ 早稲田大学大学院 法務研究科 教授 山野目 章夫 氏 ・ 早稲田大学 法学学術院 教授 山城 一真 氏 ・ 新潟大学 法学部 教授 上山 泰 氏（本研究事業委員）

Ⅱ－２．「日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討」について  
（簡略化した様式の項目や枚数の削減、チーム支援の仕組み）

	テーマ	調査手法	実施時期	対象
－	「日常生活自立 支援事業の手引 き」、「記録様式」 の検討	ヒアリング 調査	R5.3	市町村、市町村社協 都道府県、都道府県社協 （本研究事業委員）

Ⅲ．今後の検討事項としての整理

「手引き」、「記録様式」の作成には直接結びつかないが、将来的に本事業の目的に照らした事業運営のヒントを探る目的で、ヒアリング調査を実施した。

Ⅳ．成果物の作成

上記Ⅰ～Ⅲの成果及び、検討委員会での検討をふまえ、以下の成果物を作成した。

- ・ 本研究事業報告書
- ・ 本研究事業報告書（概要）
- ・ 「日常生活自立支援事業実施のための手引き」、「記録様式」（別冊で作成）。

**調査研究の過程**

- ・ 検討委員会の実施、検討委員会における議論や各種調査を踏まえた成果物の作成については、当初想定していた通り。（検討委員会及び各種調査研究の対象、実施時期等は前述のとおり）
- ・ 法律と福祉の専門家、現場（市町村、市町村社協、都道府県、都道府県社協）等、多くのヒアリングを重ね、同事業の体制強化に向けた課題あとの洗い出しや、整理すべき点などをふまえ、「手引き」、「記録様式」の作成に至ったと考えている。

## 事業結果

- ・日常生活自立支援事業の「手引き」、「記録様式」の作成を行った。
- ・先行調査研究、アンケート調査、ヒアリング調査いずれも検討事項となっていたのは、等である。
  - －地域における権利擁護支援ネットワークの構築
  - －日常的に金銭管理を必要とする人の支援のありかた
  - －キャッシュレス化への対応
  - －身寄りがいない人が亡くなった場合の、遺留金、預かり物品、生前の支払い
- ・アンケート調査、ヒアリング調査の結果をもとに、以下3つの観点で整理を行った。

ア. 国レベルでの中長期的な検討が必要と考えられる項目

イ. 地域の支援チーム内で検討することが適切と考えられる項目

ウ. 本研究事業の成果物で対応案を示すことが可能と考えられる項目

### ア. 国レベルでの中長期的な検討が必要と考えられる項目

<契約中>

- ・キャッシュレス決済の利用により、意図せず生活費を消費してしまう場合の対応
- ・金融機関が代行による支援を認めない場合の対応
- ・成年後見制度の審判申立てから成年後見人等が選任されるまでの期間中における、金銭管理の対応

<その他>

- ・統計項目の整理に関する時間、労力の負担の大きさ

### イ. 地域の支援チーム内で検討することが適切と考えられる項目

<初回相談～契約締結まで>

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用には該当しないが、他に担う適切な機関がないケースへの対応

<契約中>

- ・支援関係者等との役割分担の難しさ
- ・成年後見制度への移行が適切と思われても本人、市町村、支援関係者等の理解が得られない場合の対応

### ウ. 本研究事業の成果物で対応案を示すことが可能と考えられる項目

<契約中>

- ・契約締結後に、預かり品の返還先の方の状況等が変化した場合の対応（家族・親族の病気、死亡等）

<契約終了>

- ・預かり品の返還先が指定されていない場合の対応
- ・家族・親族（相続人等）への連絡、調整に関する対応
- ・死後の諸経費の支払いに関する対応
- ・死後の残置物の処分、引き取りに関する対応
- ・葬儀、遺骨の取り扱いに関する対応

<その他>

- ・契約締結ガイドラインを利用して契約締結能力の有無、程度を判定することの難しさ
- ・書類の記入、支援記録の転記に関する時間、労力の負担の大きさ
- ・契約締結審査会に提出する書類の記入に関する時間、労力の負担の大きさ

- ・今回、上記ウのテーマについて、検討委員会や多くのヒアリング調査結果をもとに、日常生活自立支援事業でできる範囲で「手引き」、「記録様式」を作成を行った。
- ・しかし、上記ア、イについては、国レベルでの中長期的な検討が必要と考えられる項目、地域の支援チーム内で検討することが適切と考えられる項目であり、手引き等で対応することは難しい。
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画にも書かれているように、今後、権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれることから、多様な主体の参画により、全国どの地域でも、権利用語支援を必要とする人が尊厳をもって暮らし続けられる地域、社会づくりに継続的取り組み重要性が確認された。

事業実施機関
--------

一般財団法人 日本総合研究所

[TEL:03-6261-6810](tel:03-6261-6810) FAX:03-5275-1569

〒102-0084 東京都千代田区二番町 5-7 JPビル 7F